報告　防１

全員協議会資料
令和２年（2020）６月２９日
防災安全部防災安全課

新型コロナウイルス感染症に係る対応状況について（第七報）

１．新型コロナウイルス感染症の確認状況

（１）県内　（島根県ホームページより　６月２６日公表時点）

市町村	患者数	うち死亡者
松江市	１７人	０人
出雲市	７人	０人
合計	２４人	０人

※退院２３人、入院中１人（松江市）

（２）国内及び世界　（厚生労働省「報道発表資料」より　６月２５日公表時点）

国等	患者数	うち死亡者
日　本	１８，１１０人	９６８人
クルーズ船（ダイヤモンド・プリンセス号）	７１２人	１３人
その他の国（２０２の国・地域）	９，３７５，０４６人	４８１，４７９人
合　計	９，３９３，８６８人	４８２，４６０人

患者が確認された都道府県：岩手県を除く４６都道府県

２．市の主な対応状況

（１）市対策本部等

①出雲市新型コロナウイルス感染症警戒本部の設置（1 月 30 日）
第１回～第３回警戒本部会議（1 月 30 日～2 月 28 日）

②出雲市新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（3 月 4 日）

③新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部に移行（4 月 7 日）
第１回～第１２回対策本部会議（3 月 6 日～5 月 15 日）

④新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対策本部の廃止（5 月 25 日）
緊急事態宣言の全面解除に伴い、特措法に基づく対策本部から市緊急事態等対処計画に基づく対策本部に移行

（２）市民、関係団体等への情報提供、注意喚起

①市ホームページ内に専用ページを開設、随時更新
②感染予防等周知ポスターの庁舎への掲示、チラシの窓口への配置
③多言語による情報発信
・相談先多言語チラシを関係事業所に配付
・市ホームページやＳＮＳでポルトガル語、英語など多言語による情報発信を実施
④新聞折り込みチラシ（3 月 12 日）

⑤広報いずもへの「新型コロナウイルス感染症について」の掲載（4月号、5月号、6月号、7月号）、広報いずも臨時号の発行（6月1日）
⑥関係団体等への情報提供、注意喚起
⑦市長記者会見（4月16日、25日、30日、5月7日、20日、6月2日、12日）
⑧市長メッセージの発出
（4月8日、10日、14日、20日、25日、27日、5月15日、28日、6月19日）
ホームページ、ＳＮＳ、いずも防災メール、ケーブルテレビ文字放送、防災行政無線、有線放送
⑨ＦＭ山陰　番組内での市長メッセージの放送（5月1日）

（３）市民、関係団体等からの相談対応　（6月23日現在）

相談内容	相談窓口	相談件数		
		～4/24	4/25～5/14	5/15～
新型コロナウイルスに関する健康一般相談	健康増進課	223件	160件	85件
特別定額給付金に関すること	特別定額給付金本部	1件	約1,000件	約7,700件
町内会、自治会活動に関すること	自治振興課	20件	11件	6件
小学校、中学校に関すること	教育政策課	181件	47件	30件
保育所、幼稚園に関すること	保育幼稚園課	238件	78件	25件
スポーツ、文化活動に関すること	文化スポーツ課	22件	5件	9件
雇用に関すること	産業政策課	8件	7件	9件
中小企業への支援に関すること	商工振興課	72件	101件	582件
市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の徴収猶予等の相談	収納課 保険年金課 高齢者福祉課	30件	20件	93件
水道料金、下水道使用料の支払猶予等の相談	営業総務課 斐川宍道水道企業団	14件	10件	4件
市営住宅の減免に関すること	建築住宅課	－	－	20件
市営住宅の提供に関すること	建築住宅課	－	－	4件
その他（防災安全課、各行政センター等）		92件	68件	176件
合　計		901件	約1,507件	約8,743件

※4月25日：市内初となる感染症患者が確認された日
5月15日：島根県を含む39県の緊急事態宣言が解除された日

（４）市立学校等への対応

①市立小・中学校及び放課後児童クラブの臨時休業
臨時休業期間：4月20日～5月　6日（4月16日通知）
休業期間延長：　　～5月10日（4月30日通知）
〃　　：　　～5月17日（5月　6日通知）
登校日の設定：5月12日～5月15日の間の1日
②市立幼稚園の臨時休業
臨時休業期間：4月20日～5月　6日（4月16日通知）

休業期間延長：　　～5 月 10 日（4 月 30 日通知）
　　〃　　：　　～5 月 17 日（5 月　6 日通知）

③学校開放（屋内運動場、校庭等）の臨時休止

臨時休止期間：4 月 10 日～１学期間（4 月 10 日通知）

臨時休止緩和：6 月　5 日～6 月 28 日（6 月　4 日通知）

※6 月 5 日から、児童生徒や地域の方が主体となって活動する団体等が使用する場合、施設使用を許可することができる。（スポーツ少年団や地元の自治協会など減免適用団体に限る。）6 月 29 日以降、施設利用の申込があり、適当と認められる場合は許可することができる。

④認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設の登園自粛要請

自粛要請期間：4 月 10 日～当面の間（4 月 10 日通知）

要請期間延長：　　～5 月 10 日（4 月 30 日通知）
　　〃　　：　　～5 月 17 日（5 月　7 日通知）

⑤利用者負担額（保育料等）の減免（5 月 17 日分まで）

ア）認可保育所、認定こども園、小規模保育事業施設に在籍している 0 歳～2 歳児までクラスの園児のうち、4 月 11 日以降に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、登園自粛された園児の利用者負担額（保育料）を日割り計算して減額（4 月 20 日）

イ）放課後児童クラブを臨時閉所した期間及び 4 月 13 日以降に利用自粛された期間の保護者負担金を日割り計算して減額（5 月 8 日）

（５）市の公共施設の対応について

①臨時休館

臨時休館していた公共施設について、6 月 1 日から再開

②公共施設のキャンセルへの対応

新型コロナウイルス感染防止を理由として、イベント主催者が施設利用（5 月 6 日の使用日まで）キャンセルをした場合、使用料を求めない。

③市主催のスポーツ・文化イベント等の中止・延期・規模縮小について（5 月 31 日現在）

・中止：約 50 件　　延期：約 10 件　　規模縮小：1 件

④市が主催するスポーツ・文化イベント等の中止、延期、規模縮小の判断目安及び開催にあたっての留意事項（6 月 19 日～）

〇基本的な考え方、基準

時期	区分	収容率	人数上限
6 月 19 日～7 月 9 日	屋内	５０％以内	1,000 人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば２m）	
7 月 10 日～7 月 31 日	屋内	５０％以内	5,000 人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば２m）	
感染状況をみつつ 8 月 1 日を目途	屋内	５０％以内	上限なし
	屋外	十分な間隔を確保（できれば２m）	

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

○留意事項

入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者の発声を伴う催物にあっては客席との十分な距離の確保、声援に係る感染防止策など、適切な感染防止策をとること。

参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること、接触確認アプリを接触率の低減や感染拡大防止に活用すること、業種ごとに策定されるガイドラインに基づく感染防止策を講じること。

○イベント種別ごとの考え方

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 （全国的移動を伴う）
６月１９日から ７月　９日まで	【屋内】1,000 人又は 50% 【屋外】1,000 人		無観客で実施
７月１０日から ７月３１日まで	【屋内】5,000 人又は 50% 【屋外】5,000 人		
感染状況を見つつ ８月１日を目途	【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし		
留意点	＊密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意 ＊7 月 10 日以降は、厳格なガイドラインによる対応	＊入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	＊無観客でも感染対策徹底、試合中・前後における選手等の行動管理

（注）収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

時期	祭り・花火大会・野外フェスティバル等の人数の管理が困難な行事	
	全国的・広域的	地域の行事
６月１９日から ７月　９日まで	全国的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止も含めて慎重に検討	＊特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ＊発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
７月１０日から ７月３１日まで		
感染状況を見つつ ８月１日を目途	十分な間隔を確保 （できれば２ｍ） ＊感染状況を踏まえて判断	

（注１）【屋内】は、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。【屋外】にあっては十分な間隔（できれば２ｍを確保）すること。

（注２）今後、県内の感染状況や他県の状況により、上記目安を見直す可能性がある。

（６）災害避難における新型コロナウイルス感染症への対応方針（6 月 1 日）

避難時における感染予防及び感染拡大防止を図るため、対応方針を策定

①住民周知

・避難のあり方、避難する場合の準備品等の住民周知

②避難所開設前の準備

・通常より多くの避難所の開設

・避難所で必要となる資材の整備

③避難所開設時の感染予防対策

・避難者の健康確認（受付）

・発熱、咳等の症状がある方のための専用スペース（個室空間）の確保

④避難所運営時における感染予防対策

・避難所生活における感染予防の徹底

・避難所の健康状態の確認

（７）マスクの供給について

【備蓄枚数】（6 月 23 日現在）

当初備蓄分 （友好都市漢中市へ送付分 30,000 枚を除く）	約 700,000 枚
追加購入	11,500 枚
企業、市民団体等からの寄贈	35,350 枚
医療関係機関、福祉施設、公共施設等へ提供	△約 421,400 枚
行政機関使用（消防救急、幼稚園、市窓口等）	△約 11,000 枚
残　数	約 314,450 枚

（８）新型コロナウイルス感染症対策関係予算

①令和元年度　（単位：千円）

予算時期	計上項目	内容	金額
３月専決	繰越明許費の追加	私立認可保育所における保健衛生用品等の購入費補助	26,500

②令和２年度　（単位：千円）

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第１弾】 ５月補正 （第１回）	17,900,000	①特別定額給付金事業	17,599,000
		②子育て世帯臨時特別給付金事業	263,500
		③小・中学校及び幼稚園における保健衛生用品等の購入費	37,500

（単位：千円）

予算時期	補正予算額	内容	内訳
【第２弾】 ５月補正 （第２回）	1,300,000	①中小企業緊急支援給付金事業	520,000
		②地域商業等再起支援事業	100,000
		③商工団体等事業継続支援活動補助	10,000
		④中小企業融資資金貸付事業	10,000
		⑤農林水産物販売活動支援事業	5,000
		⑥生活資金支援給付金事業	18,000
		⑦住居確保困難者支援給付金事業	2,700
		⑧ひとり親世帯等臨時給付金事業	88,000
		⑨就学援助事業	10,000
		⑩ＩＣＴ教育環境整備事業	577,600
		⑪学力向上推進事業	6,000
		⑫新型コロナウイルス感染症対策基金積立	1,000
		⑬庁舎等管理費	7,900
		減額補正	▲56,200
【第３弾】 ６月補正 （案）	1,000,000	①中小企業緊急支援給付金事業	310,000
		②タクシー事業者等特別支援給付金事業	20,000
		③宿泊施設特別支援給付金事業	55,400
		④事業者向け相談窓口設置事業	7,000
		⑤飲食店感染症予防支援事業	8,000
		⑥出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	286,000
		⑦観光業応援クーポン券発行事業	160,000
		⑧Go To 出雲キャンペーン事業	20,000
		⑨防災対策費	50,000
		⑩デジタルファースト推進事業	15,000
		⑪妊産婦支援給付金事業	46,800
		⑫障害者総合支援法施行事業	7,800
		⑬意思疎通支援事業	1,000
		⑭小学校管理費・中学校管理費	13,000

（９）各種支援事業の給付状況等

（6 月 23 日現在　金額単位：円）

事業名	事業(受付)開始日	件　数	金　額
特別定額給付金事業	オンライン 5 月 7 日 郵送申請 5 月 21 日	62,467	16,617,800,000
子育て世帯臨時特別給付金事業	公務員以外：申請不要 公務員：6 月 1 日	11,710	205,810,000 (6 月末支払予定)
住居確保給付金	H27 年 4 月 1 日	14	1,259,100
ひとり親世帯等臨時給付金	申請不要 ※7 月上旬 案内発送		(7 月末支払予定)
生活資金支援給付金	5 月 26 日	217	12,860,000
住居確保困難者支援給付金	5 月 26 日	14	1,260,000
傷病手当金(国民健康保険、後期高齢者医療)	5 月 11 日	0	0
徴収猶予（個人）	5 月 14 日	7	1,239,112
徴収猶予（法人）	5 月 14 日	18	16,085,200
水道料金・下水道使用料の支払猶予	5 月 1 日	26	371,448
市営住宅家賃の減免	5 月 21 日	3	58,200
国民健康保険料の減免	6 月 18 日	0	0
後期高齢者医療保険料の減免	5 月 1 日	0	0
介護保険料の減免	6 月 18 日	0	0
就学援助事業	6 月 1 日	0	0
出雲市中小企業等緊急支援給付金	5 月 26 日	966	129,800,000
出雲市中小企業信用保証料補助金	4 月 1 日	68	8,318,107
地域商業等再起支援事業補助金	6 月 15 日	188	(実績報告確認後 支払予定)
出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	5 月 26 日	3	(実績報告確認後 支払予定)
農林水産物販売活動支援補助金	5 月 26 日	0	0

（１０）新型コロナウイルス感染症対策寄附金の募集

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活や地域経済活動等を支援する事業に活用するため、寄附金を募集（6 月 1 日～）

（6 月 23 日現在　金額単位：円）

事業名	件　数	金　額
新型コロナウイルス感染症対策寄附金	18	2,224,313

３．市内の状況

（１）各部局が把握している市内の状況

部局	市内の状況（影響）
総合政策部	・公共交通機関の状況【利用率は全体的に低減】 ⑴出雲縁結び空港：ＪＡＬは東京線現在３往復運航、7/1 から４往復運航。その他の路線は１往復運航。ＦＤＡは 6/12 から一部運航 ⑵ＪＲ：通常どおり運行中（※観光列車は全休） ⑶一畑電車：通常どおり運行中 ⑷高速・空港連絡・観光バス：一部運休 ⑸市内路線バス：通常どおり運行中 ・コミュニティセンターは、感染防止策を図りつつ、住民を集めて行う主催事業を徐々に再開。コミュニティセンターの貸館や団体支援業務についても、感染防止策について市からの情報を提供し、対応可能なものから再開 ・中学生、高校生の姉妹都市等への訪問事業中止 （アメリカサンタクララ市・フィンランドカラヨキ市）
総務部	【市内の私立高校・中学】 ・出雲北陵高校、中学校：5 月 25 日から通常登校。 ・出雲西高校： 5 月 25 日から通常登校。 【市内の大学】 ・島根大学医学部：5 月 7 日から一部の学年で、11 日からは全ての学年でオンライン授業を実施。7 月 6 日から 5、6 年生の病院内実習の一部を再開する。4 年生以下の対面による実習は、実施時期を後期にずらす対応としている。 ・島根県立大学出雲キャンパス：5 月 11 日からオンライン授業を実施。6 月 22 日からは、対面での講義が必要な実習・実験・演習のうち一部について、３密を防ぐ対策をしながら通常授業を再開した。 【市内の専門学校】 ・トリニティカレッジ出雲医療福祉専門学校： 6 月 15 日から通常授業。 ・コアカレッジ出雲：5 月 18 日から通常授業。 ・出雲医療看護専門学校：6 月 15 日からは通常授業とした。一部の授業ではオンライン授業も継続して行っている。
財政部	日曜納税相談の状況 ・4 月 5 日、5 月 10 日、6 月 7 日、7 月 5 日実施予定の日曜納税相談を中止
健康福祉部	・自主的に休業している福祉サービス提供事業所　3 法人 3 事業所(6/23 時点) ・自主的に休業している介護保険サービス事業所　1 法人 1 事業所(6/23 時点) ・緊急小口資金（特例）申請数 274 件(6/23 時点) ・総合支援資金（特例）申請数 41 件(6/23 時点) ・住居確保給付金　　申請数 17 件(6/23 時点) ・介護予防に係る通所型サービスについて、全て再開 ・「通いの場（92 団体)」について、約半数が活動を再開

子ども未来部	・保育所等、幼稚園、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの状況：5 月 18 日から全て通常通りに再開
市民文化部	・配偶者等からの暴力を理由に避難している方の特別定額給付金の申立に関して、対象者になるかなどの相談が 6 月 23 日現在 22 件あった。 ・市立図書館全館では、4 月 20 日から 5 月 31 日まで、一部のサービスについて利用制限を実施し、6 月 1 日に制限を解除した。利用制限期間中の貸出人数及び冊数は、例年に比べかなり減少した。 ・出雲弥生の森博物館、荒神谷博物館は、5 月 18 日から再開したが、一部サービスの利用制限（体験コーナーなど）は継続している。 ・新たに中止になった事業 【中止】令和 2 年度「出雲ドーム 2000 人の吹奏楽」〔11/7〕
経済環境部	**(1) 観光客、宿泊施設への影響** ・全国への移動の自粛要請が解除された直後の週末には、出雲大社周辺では、対前年比 6 割程度の人出があり、県外ナンバーの車も目立っていた。 ・神門通りでは、多くの店舗が営業再開したが、時短営業や休業が続いている店舗もある。 **(2) 経済産業界への影響** **① 市内経済の全体概要** ・6 月に入り、市内店舗には少しずつ客足が戻りつつあるが、飲食業や観光客利用のタクシー・貸切バスなどは、依然として厳しい状況が続いている。 ・自動車関連の製造業においては、6 月に入り一部持ち直しの動きがあるものの、引き続き操業度が低下している事業者が多い。 ・民間建築工事を請負う建設業においては、工事の先送りや発注の延期・中止等による影響が続いている。 ・ショッピングセンターやホームセンター等では、特別定額給付金の支給と買い控えからの反動を要因に、家具、家電、衣料品等の売上が好調である。 **② 市内の雇用情勢** ・4 月の有効求人倍率は、1.32 で 4 か月連続で下落しており、5 月も引き続き下落傾向が続くと見込まれる。 ・4 月の人員解雇数は、9 事業所 28 人で 2 か月連続で 20 人を超えており、5 月は、さらに増加すると見込まれる。 ・島根労働局が示す県内の雇用情勢判断は、2 月まで「引き続き改善している」とされていたところ、3 月には「改善の動きが弱まっている」、4 月には「注意を要する状況にある」とされ、徐々に厳しくなっている。

農林水産部	・畜産関連の取引価格が下落している（枝肉、子牛、生乳） ・切花の需要減少により、価格低下が続いている。 ・木材価格の下落 ・製紙用チップ、合板用原木の出荷量の減少 ・見学会等の営業の縮小 ・県外での取引の自粛 ・中央出荷される一部高級魚の魚価が低迷
都市建設部	・建設事業者の企業活動の維持・復旧のための相談窓口開設…相談なし ・都市建設部発注済み工事に対する建設事業者からの相談（工期延期、資材調達等）…相談なし
教育委員会	・市立小・中学校について、5 月 18 日（月）から再開
消防本部	・消防団の活動について（6 月 20 日から） 感染防止対策のうえ、次の活動を実施する。 警戒巡回及びポンプ、車両点検 必要と認める会議 分団単位での新入団員教育訓練及び機関員訓練
上下水道局	・水道料金、下水道使用料の減収について調査中 ・水道料金、下水道使用料の支払猶予の相談受付を 5 月 1 日から開始

４．国の主な対応状況

（１）政府対策本部等

①新型コロナウイルス感染症対策本部設置（1 月 30 日）
②新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定（2 月 25 日）
③政府対策本部会議：計 38 回開催（6 月 18 日現在）
④政府専門家会議：計 17 回開催（6 月 19 日現在）

（２）法改正、緊急事態宣言、基本的対処方針

①改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（3 月 14 日）
②緊急事態宣言の発令（4 月 7 日）
・対象期間：4 月 7 日～5 月 6 日
・対象地域：東京都、大阪府、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、福岡県
③緊急事態宣言の区域変更（4 月 16 日）
・対象期間：4 月 7 日～5 月 6 日（特定警戒都道府県以外は、4 月 16 日～）
・対象地域：全都道府県
・特定警戒都道府県：東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県
④緊急事態宣言の延長（5 月 4 日）
・対象期間：4 月 7 日～5 月 31 日（特定警戒都道府県以外は、4 月 16 日～）
・対象地域：全都道府県（変更なし）
・特定警戒都道府県：13 都道府県（変更なし）
⑤緊急事態宣言の区域変更（5 月 14 日）
・対象期間：4 月 7 日～5 月 31 日
・対象地域：東京都、大阪府、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、兵庫県
・特定警戒都道府県：上記 8 都道府県
⑥緊急事態宣言の区域変更（5 月 21 日）
・対象期間：4 月 7 日～5 月 31 日
・対象地域：東京都、北海道、埼玉県、千葉県、神奈川県
・特定警戒都道府県：上記 5 都道県
⑦緊急事態宣言の解除（5 月 25 日）
⑧基本的対処方針の決定（3 月 28 日）
⑨基本的対処方針の変更（4 月 7 日、11 日、16 日、4 日、5 月 14 日、21 日、25 日）

（３）感染拡大防止対策・医療提供体制の整備

①国民への情報提供、注意喚起
②各種コールセンターの設置、Ｑ＆Ａの公開、随時更新
③指定感染症、検疫感染症の指定（2 月 1 日）
④水際対策の強化（検疫強化、日本への上陸拒否、査証制限措置、感染症危険情報発出等）
⑤クラスター対策班の設置（2 月 25 日）
⑥全国クラスターマップの公表（3 月 15 日）

⑦マスク対策
・メーカー等に増産要請、国民生活安定緊急措置法によるマスク転売規制（3 月 15 日）
・国によるマスクの緊急配布：介護施設、医療機関、学校、妊婦、全世帯等
⑧病床確保と人工呼吸器等の整備支援
⑨検査体制の強化
・ＰＣＲ検査の保険適用（3 月 6 日）、ＰＣＲ検査設備の民間等への導入支援
・唾液を用いたＰＣＲ検査の導入（6 月 2 日）
・抗原検出用キットの薬事承認（保険適用）（5 月 13 日）
⑩簡易検査キット、治療薬・ワクチン開発の支援
⑪新型コロナウイルス感染症の治療薬として「レムデシビル製剤」を特例承認（5 月 7 日）
⑫新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安の改訂（5 月 8 日）
⑬業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの公表（5 月 14 日）
⑭退院基準及び濃厚接触者に対する検査等の見直し（5 月 29 日）
⑮抗体保有調査の実施（6 月 1 日～7 日）
無作為抽出の一般住民　7,950 名（東京都 1,971 名・大阪府 2,970 名・宮城県 3,009 名）
【調査結果】抗体保有率　東京都：0.10%、大阪府：0.17%、宮城県：0.03%
⑯「接触確認アプリ COCOA」のリリース（6 月 19 日）

（４）緊急対応策、緊急経済対策、補正予算

①緊急対応策【第１弾】（2 月 13 日）　予備費 103 億円を講じ、総額 153 億円の対応
帰国者等への支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への緊急対応、国際連携の強化等

②緊急対応策【第２弾】（3 月 10 日）　財政措置約 0.4 兆円、金融措置総額 1.6 兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備、学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応、事業活動の縮小や雇用への対応、事態の変化に即応した緊急措置等

③緊急経済対策　（4 月 7 日）　財政支出 39.5 兆円程度、事業規模 108.2 兆円程度
（4 月 20 日変更）　財政支出 48.4 兆円程度、事業規模 117.1 兆円程度

第１次補正予算　（4 月 30 日成立）　補正額約 25.7 兆円
感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、雇用の維持と事業の継続、次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、強靭な経済構造の構築、今後への備え

④第２次補正予算　（6 月 12 日成立）　補正額約 31.9 兆円
雇用調整助成金の拡充等、資金繰り対応の強化、家賃支援給付金の創設、医療提供体制の強化、その他の支援（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充、低所得のひとり親世帯への追加的な給付、持続化給付金の対応強化、その他）、新型コロナウイルス感染症対策予備費

５．県の主な対応状況

（１）県対策本部等

①危機管理対策本部の設置（1 月 30 日）

②新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく島根県対策本部の設置（3 月 26 日）

県対策本部会議：計 10 回開催（6 月 17 日現在）

（２）感染拡大防止策・医療提供体制の整備

①しまね新型コロナウイルス感染症「健康相談コールセンター」の設置

（一般相談と帰国者・接触者相談センターの電話番号を一本化）（6 月 1 日～）

②県内の病床確保数：約 250 床（指定医療機関及び入院協力病院：22 機関）

③ＰＣＲ検査実施可能件数を、一日当たり 90 検体（45 人分）に強化（4 月 16 日～）

④軽症者、無症状者の宿泊療養施設の確保（5 月 1 日）

・施設：玉造国際ホテル RivageChoraku（松江市玉湯町）45 室

・期間：令和２年５月８日から６月 30 日まで

⑤ＰＣＲ検査　　県内検査件数：１，２３２件（6 月 26 日公表時点）

うち出雲圏域：　　２６７件

（３）新型コロナウイルス感染症対策に係る予算措置

年度	予算時期	項　目	予算(千円)
Ｒ１	３月専決 (3 月 25 日)	⑴生活福祉資金の特例貸付 ⑵認可外保育施設等の感染拡大防止 ⑶障がい児放課後等デイサービスの利用者の負担軽減 ⑷感染症患者入院医療機関の設備整備支援	214, 270
Ｒ２	４月専決 (4 月 30 日)	⑴医療提供体制の強化 ⑵学校における感染防止・臨時休業等への対応 ⑶社会福祉施設等における感染防止対策 ⑷県内経済を守る施策 ⑸県民生活の支援 ⑹県行政の体制強化	6, 774, 066
Ｒ２	５月専決 (5 月 22 日)	⑴ＰＣＲ検査対象の拡大 ⑵ＰＣＲ検査体制の強化に向けた保健環境科学研究所の改修 ⑶県立学校等における遠隔授業等の環境整備 ⑷中小企業者等に対する相談体制の強化	724, 345
Ｒ２	６月補正	Ⅰ．医療提供体制・感染症対策 ⑴医療提供体制の強化 ⑵子ども達が過ごす場の感染防止・学習環境の確保 Ⅱ．県内経済や県民生活の回復に向けた施策 ⑴県内経済を守る施策 ⑵県民による県内消費を喚起する施策 ⑶県内経済の回復に向けた施策	4, 390, 116

		Ⅲ．県民生活の支援 ⑴県民生活の支援 Ⅳ．その他 ⑴県民・県外へのきめ細かな情報発信 ⑵県行政の体制強化等	
Ｒ２	６月補正 （追加）	Ⅰ．医療提供体制・感染症対策 ⑴医療提供体制の強化 ⑵子ども達が過ごす場の感染防止・学習環境の確保 Ⅱ．県内経済や県民生活の回復に向けた施策 ⑴県内経済を守る施策 Ⅲ．県民生活の支援 ⑴県民生活の支援	12,000,985

（４）緊急事態宣言解除後の対応

○県民のみなさまへのお願い（令和２年６月 17 日）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下５点を依頼

（１）６月１９日以降は、各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県を含む全ての都道府県との往来について自粛要請を解除する

県境をまたぐ移動の際には、移動先の県が提供している情報などを確認し、感染予防に努めること

（２）これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと

（３）「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと

（４）これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

（５）６月１９日以降のイベント等の開催にあたっては、「島根県の対応」別紙を目安として判断すること

資料３「島根県の対応」別紙

１．イベント開催制限の段階的緩和の目安＜基本的な考え方＞

時期	区分	収容率	人数上限
６月 19 日から ７月９日まで	屋内	50%以内	１，０００人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば２ｍ）	
７月 10 日から ７月 31 日まで	屋内	50%以内	５，０００人
	屋外	十分な間隔を確保（できれば２ｍ）	
感染状況を見つつ ８月１日を目途	屋内	50%以内	上限なし
	屋外	十分な間隔を確保（できれば２ｍ）	

（注）収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。（両方の条件を満たす必要）

２．イベント開催制限の段階的緩和の目安＜具体的な当てはめ＞

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 （全国的な移動を伴うもの）	祭り、花火大会、野外フェスティバル等の人数の管理が困難な行事	
				全国的・広域的	地域の行事等
６月 19 日から ７月９日まで	【屋内】1,000 人又は 50% 【屋外】1,000 人		無観客で実施	全国的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止も含めて慎重に検討	・特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可 ・発熱や感冒症状のある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等適切な感染防止策を取ることを呼びかけ
７月 10 日から ７月 31 日まで	【屋内】5,000 人又は 50% 【屋外】5,000 人				
感染状況を見つつ８月１日を目途	【屋内】50%（人数上限なし） 【屋外】人数上限なし			十分な間隔を確保（できれば２ｍ） ※感染状況を踏まえて判断	
留意点	・密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は、慎重な対応、管楽器にも注意 ・７月 10 日以降は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を十分に確保できないもの等は慎重な対応	無観客でも感染症対策の徹底、試合中・前後における選手等の行動管理	－	－

（注１）【屋内】は、収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。【屋外】にあっては十分な間隔（できれば2mを確保）すること。

（注２）今後、県内の感染状況や他県の状況により、上記目安を見直す可能性がある。

《新型コロナウイルス感染症に係る各種支援策》

（1）個人・世帯向け支援

区分	事業（名称）	事業（制度）概要
給付・助成	国 特別定額給付金	【受給者】世帯主 【給付額】対象者1人につき10万円 【申請方法】原則、郵送申請
	国 子育て世帯への臨時特別給付金	児童手当受給者に対し、対象児童1人につき1万円を支給する。 原則、申請は不要（公務員は申請必要）
	市 生活資金支援給付金	休業等により生活に困窮し、出雲市社会福祉協議会の特例緊急小口資金等の貸付を受けている世帯に対し、給付金を支給する。 【給付額】貸付額の1/2 【給付上限】5万円/月（総合支援資金は借入期間に応じ最長3か月）
	国 住居確保給付金	休業による収入減少により、住居を失うおそれがあるものに対し、家賃相当額を支給する。 【支給期間】原則3ヵ月（最長9ヵ月）　【支給先】家主に直接支払
	市 住居確保困難者支援給付金（食費の援助）	休業等離職者であって就労能力及び意欲のある者のうち、住居喪失又はそのおそれがある者に対し、既に実施している住居確保給付金とは別に食費について援助する。 【給付額】3万円/月　【給付月数】最大3か月
	市 後期高齢者医療広域連合 傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染するなどした国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者が、療養のため就労できず、給与の支払を受けられなかった場合に手当金を支給する。
	市 ひとり親世帯等臨時給付金	ひとり親家庭等の児童扶養手当受給者に対し、臨時給付金を支給する。 【給付額】5万円＋(1万円×対象児童数)
	市（案） 妊産婦支援給付金	妊産婦の感染症予防対策のため、マスクや消毒液等の衛生資材購入費を支援する 【給付対象】本年中に妊娠届を提出した妊婦又は出産した産婦 【給付額】1人あたり2万円
	国 学生支援緊急給付金	家庭から自立してアルバイト収入により学費等を賄っている学生等で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で当該アルバイト収入が大幅減少することにより、大学等での就学継続が困難になっている者に給付金を給付する 【給付額】1人あたり10万円（住民税非課税世帯は20万円）
	国 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（※詳細検討中）	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払を受けることができなかった労働者に対し、休業支援金を支給する。 【給付額】休業前賃金の80%（月額上限33万円）

給付 ・ 助成	市 就学援助事業	就学援助世帯に対し、小・中学校の臨時休校中の昼食費を補助 また、支援の判定を、従来の「前年度の所得」に加え「直近の収入状況等」により行い支援する。
貸付	国 緊急小口資金 （特例貸付）	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生活資金が必要な者に特例貸付を実施 【貸付額】20 万円以内　【償還期間】2 年以内　無利子
	国 総合支援資金 （特例貸付）	新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入が減少し、日常生活に維持が困難な者に特例貸付を実施 【貸付額】単身世帯：月 15 万円以内　2 人以上世帯：月 20 万円以内 【貸付期間】原則 3 か月　【償還期間】10 年以内　無利子
	市 出雲市奨学金	新型コロナウィルスの影響により世帯の収入が減少し、高校や大学等の修学が困難となった学生の奨学金貸与申請を随時受け付ける。 【申請受付期間】令和 3 年 3 月 31 日まで
税制 措置	市 市税等の徴収猶予 ※国税・県税にも同様の猶予制度あり	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、市税等を一時に納付することができない場合で、一定の要件を満たすときは、国税の取扱いに準じて、申請により 1 年以内の期間に限り、納税の猶予を行う。 ※市税等： 市県民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料
	市 固定資産税及び都市計画税の軽減措置	中小事業者等に対して、売上高が一定以上減少している場合に、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする。
	市（案） 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例措置の適用対象に一定の事業用家屋と構築物を加え、課税標準の減額を行う適用期限を 2 年延長する。
	市（案） イベント中止に伴う払戻請求権を放棄した観客等への寄付金控除の適用	観客等が入場料の払戻請求権を放棄した場合、所得税において寄付金控除の対象となるものについて、個人住民税においても寄附金控除の対象とする。
	市（案） 軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	自家用の軽自動車を取得した場合、軽自動車税環境性能割の税率を 1%分軽減する特例措置について、その適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。
	市（案） 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応	新築住宅や中古住宅を取得した個人が、新型コロナウイルス感染症の影響で入居が遅れた場合などで、所得税において住宅ローン控除の適用要件の緩和措置が講じられた場合、現行制度と同様に所得税で控除しきれない額を住民税から控除する。

支払猶予・減免	市 国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等があった世帯に対して保険料の減免措置を実施 【対象世帯】 ①「世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯」 ②「世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯」
	後期高齢者医療広域連合 後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等があった世帯に対して保険料の減免措置を実施 【対象世帯】 ①「世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯」 ②「世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯」
	市 介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少等があった世帯の第１号被保険者に対して保険料の減免措置を実施 【対象被保険者】 ①「世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯に属する第１号被保険者」 ②「世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯に属する第１号被保険者」
	市 水道料金・下水道使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、収入や売上が減少している場合など、一時的に水道料金、下水道使用料の支払いが困難な者について、申請により通常納入期限から１年以内で支払を猶予する。
	市 市営住宅家賃の減免	休職・休業等により急激に収入が減少した市営住宅入居者世帯の負担軽減を図るため、家賃の減免を行う。 【減免期間】３か月（最長令和３年３月分家賃まで更新可能）
	市 「出雲市奨学金」「高野令一育英奨学金」の返還猶予	新型コロナウィルスの影響により収入が減少した奨学生に対し、償還期間を延長するなどし支援する。
その他	市 市営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響による雇用先からの解雇等により、居住している住居からの退去を余儀なくされた者を対象に市営住宅を提供する（※県営住宅も同様の支援あり）
	市（案） 障害者総合支援法施行事業	相談支援事業所の相談員等が、新型コロナウイルス感染症に対し不安を感じている在宅障がい者等を訪問し、安否確認等を実施する。 【支援対象】 障がいサービスを利用していない在宅障がい者等及びその世帯
	市（案） 意思疎通支援事業	感染症発生により、聴覚障がい者の病院受診時など、手話通訳者等の同行が困難な状況が生じているため、意思疎通支援体制の強化を図る。 ・タブレット等の遠隔手話サービス機器導入など

（２）事業者向け支援

区分	事業（名称）	事業（制度）概要
休業補償	国 雇用調整助成金 （特例拡充）	従業員に休業手当を支払うなどして雇用を維持した事業者に助成する。 【助成率】10／10 【助成上限額】1 人あたり日額 15,000 円
	国 小学校休業等対応助成金	小学校の休業等により子どもの世話をする必要がある従業員に年次有給休暇とは別に、有給休暇を取得させた事業者に助成する。〔小学校休業等対応助成金〕 予定していた業務ができなかった、委託を受けて仕事をする個人に助成する。〔小学校休業等対応支援金〕 【助成率】10／10 【助成上限額】1 人あたり日額 15,000 円〔小学校休業等対応助成金〕 1 人あたり日額 7,500 円（定額）〔小学校休業等対応支援金〕
助成・補助	国 持続化給付金	【給付対象者】令和 2 年 3 月以前から創業し、事業継続の意思がある事業者で次の要件のいずれかを満たす者 【要件】令和 2 年 1 月～12 月の売上が前年同月比で 50%以上減 【給付額】法人 200 万円まで、個人事業者 100 万円まで 【申請方法】原則、電子申請
	国 家賃支援給付金	5 月の緊急事態宣言の延長により、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対し、給付金を支給する。 【給付対象者】テナント事業者の中小企業等で令和 2 年 5 月～12 月の売上が次の要件のいずれかを満たす者 【要件】①いずれかの 1 か月の売上が前年同月比で 50%以上減 ②連続する 3 か月の売上が前年同月比で 30%以上減 【給付額】法人 600 万円（最大）、個人事業者 300 万円（最大） 【申請受付開始】7 月（予定）
	国 高収益作物次期作支援交付金	市場価格が低落するなどの影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、生産コストの削減や作業環境の改善等、次期作に前向きに取り組む生産者を支援する 【補助対象者】次期作に前向きに取り組む野菜・花き等の生産者 【交付額】5 万円／10a
	国 経営継続補助金	感染拡大防止対策と併せて実施される販路の回復、生産・販売方式の確立・転換等の経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援する 【補助対象者】農林漁業者（個人・法人）※常時従業員数が 20 人以下 【補助率・補助上限額】 ① 経営継続に関する取組　3/4・上限 100 万円 ② 感染拡大防止の取組　　定額・上限 50 万円

助成 ・ 補助	県 経営継続・次期作緊急支援事業 （県単独制度）	現契約の維持や需要のある生産への転換を進めるなど、需要回復に向けた取組が円滑に進むよう支援する 【助成対象者】新型コロナウイルスへの影響に対応し、契約取引の継続や需要のある生産等への転換を進めようとする生産者 【対象品目】酒米、野菜、花き、果樹、茶などの高収益作物、肉用牛 【補助額・補助上限額】 ① 契約取引生産支援　2 万円／10a、上限 100 万円 ② 生産転換取組支援　2 万円／10a、上限 100 万円 肉用牛（肥育、繁殖）1 万円／頭、上限 50 万円 ③ 肉用牛の販路拡大取組支援　1.8 万円／頭、上限 120 頭／戸
	国 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 （肥育生産支援）	経営体質の強化に資する取組メニュー（飼料分析、血液分析、肉質分析、畜舎環境改善、経営分析）に取り組んだ場合、出荷頭数に応じて奨励金を交付する 【交付対象者】肥育生産者 【交付額】 2 つ以上取り組む場合　2 万円／頭 枝肉価格が前年同月比 30％下落し、3 つ以上取り組む場合 4 万円／頭 枝肉価格が前年同月比 40％下落し、3 つ以上取り組む場合 5 万円／頭
	国 肥育牛経営等緊急支援特別対策事業 （計画出荷支援）	生産者集団が、やむを得ずまとまって出荷時期を調整し、計画的に出荷を行う場合、その出荷頭数に応じて、掛かり増し経費を交付する 【交付対象者】肥育生産者 【交付額】 肉専用種　2.2 万円／頭、交雑種　1.9 万円／頭 乳用種　2.1 万円／頭
	国 肉用子牛流通円滑化緊急対策事業	生産者団体が策定した計画に基づいて、生産者がやむを得ず肉用子牛の出荷時期の調整を行う場合、計画出荷に伴う掛かり増し経費（飼料費等）を支援 【助成対象者】肉用子牛生産者 【補助額】 肉専用種・交雑種　1 頭あたり 550 円／日以内 乳用種　1 頭あたり 500 円／日以内
	市（案） 出雲市中小企業等緊急支援給付金	感染症収束後も事業を継続しようとする中小企業を支援する。 【給付対象者】令和 2 年 3 月以前から創業し、事業継続の意思がある市内事業者で次の要件のいずれかを満たす者 【要件】①令和 2 年 1 月～6 月の売上が前年同月比で 50％以上減 ②令和 2 年 1 月～6 月の売上の減少率が前年同月比で 30％以上 50％未満の月が 2 か月以上ある事業者（7 月 1 日追加） 【支援額】法人 20 万円、個人事業者 10 万円

助成 ・ 補助	市 地域商業等再起支援事業	飲食業や宿泊業等に対し、売上確保のための感染症予防対策や新事業展開に係る経費の一部を補助する。 【補助対象者】市内中小企業者（個人事業者を含む） 【事業費上限】1 事業あたり 100 万円　【補助率】4/5 ※申請が予算に達したため、申請受付を終了（6 月 18 日）。本事業は島根県の補助事業に基づくものであり、今後、県と協議し、追加予算の確保を検討していく。
	市 出雲市商工団体等事業継続支援活動補助金	売上減少対策や事業継続支援に取り組む団体に対し、活動費の一部を補助する。 【補助対象者】商工会議所、商工会等 【事業費上限】1 事業あたり 125 万円　【補助率】4/5
	市 農林水産物販売活動支援補助金	販売額減少等の影響を受けている農林水産物に係る販売促進活動費の一部を補助する 【補助対象者】ＪＡしまね等 【事業費上限】1 事業あたり 125 万円　【補助率】4/5
	市 出雲市中小企業信用保証料補助金	市中小企業信用保証料補助金の対象に「令和 2 年新型コロナウイルス感染症対策資金」を追加。 【補助額】融資実行日から 24 か月分の全額（上限 30 万円）
	市（案） タクシー事業者等特別支援給付金事業	感染症拡大の影響を大きく受けているタクシー事業者等に対し、車両の保有台数に応じて給付金を支給する。 【給付額】観光バス：10 万円/台　タクシー：5 万円/台 【給付上限】1 社あたり 200 万円
	市（案） 宿泊施設特別支援給付金事業	感染症拡大の影響を大きく受けている市内宿泊施設に対し、宿泊実績に応じて給付金を支給する。 【給付対象】令和２年１月から６月までの宿泊者数が前年同月比 50%以上減少した月が 2 か月以上ある宿泊施設 【給付額】前年宿泊実績に応じ 30 万円～200 万円
	市（案） 出雲の飲食店応援プレミアム付食事券発行事業	市民向けのプレミアム付食事券を発行して消費を喚起することで、感染症拡大の影響を大きく受けている市内飲食店の売上回復を支援する。 【食事券の内容】5,000 円分の食事券を 3,000 円で販売 【発行数】50,000 組（1 組：500 円券 10 枚つづり）
	市（案） 観光業応援クーポン券発行事業	市内宿泊者を対象に、市内飲食店や土産物店等で利用できるクーポン券を配付して消費を喚起することで、感染症拡大の影響を大きく受けている観光事業者を支援する。 【クーポン券の内容】市内宿泊者 1 人あたり 1 組 3,000 円分 【発行数】50,000 組（1 組：1,000 円券 3 枚つづり）

減免	市 温泉使用料の減免	宿泊客や日帰り入浴客の減少により甚大な影響を受けている出雲市温泉給湯条例に定める温泉受給者（旅館や日帰り入浴施設）の温泉使用料の減免を行い、事業継続を支援する。 【減免期間】令和２年４月～6 月
融資	国 新型コロナウイルス感染症特別貸付 （日本政策金融公庫、商工中金等）	【利子・担保】一定の条件で融資後３年間実質無利子、無担保 【限度額】中小事業６億円、国民事業 8,000 万円 【融資期間】設備 20 年以内、運転 15 年以内 【措置期間】最長５年間
	国 新型コロナウイルス感染症対応資金 （国制度）	セーフティネット保証４号､5 号及び危機関連保証のいずれかの認定を受けた中小企業者等に対し、運転資金等を融資する。 【限度額】4,000 万円　【融資期間】10 年以内 【利子・担保】一定の条件で融資後３年間実質無利子、無担保
	県 新型コロナウイルス感染症対応資金 （県単独制度）	上記「新型コロナウイルス感染症対応資金」を満額利用し、一定の要件を満たす中小企業者に融資する。 【限度額】8,000 万円　【融資期間】12 年以内 【利子】一定の条件で融資後３年間実質無利子 【担保】取扱金融機関又は信用保証協会の決定による
	県 農業者向け「令和２年新型コロナウイルス感染症対策資金」	新型コロナウイルス感染症の影響で、経営の維持安定が困難となる農業者を支援するための運転資金の貸付を行う 【限度額】1,200 万円　【償還期間】10 年以内 【利子】年 0.1％（ＪＡしまねの支援により融資実行後５年は無利子） 【信用保証料】不要
	県 漁業者向け「令和２年新型コロナウイルス感染症対策資金」	新型コロナウイルス感染症の影響で、経営の維持安定が困難となる漁業者を支援するための運転資金の貸付を行う 【限度額】1,200 万円　【償還期間】10 年以内 【利子】年 0.1％　【信用保証料】不要
その他	市（案） 事業者向け相談窓口設置事業	各種支援制度等の事業者向け相談窓口を市商工振興課内に設置し、事業者の事業継続を支援する。 【受付時間】 月～金（祝・閉庁日を除く）9：00～12：00、13:00～16：00
	市（案） 飲食店感染症予防支援事業	飲食店の感染症予防と経済活動の両立に向け、感染拡大予防ガイドライン等の普及啓発や具体的な取組の指導等を行う。 【事業内容】 ・感染予防対策セミナーの開催　・専門家派遣による個別指導 ・飲食店利用促進に向けたＰＲ支援
	県 介護・障がいサービス事業所等の感染症対策	介護・障がいサービス事業所等へのマスクの配布 【配布予定枚数】 介護サービス事業所等：82,000 枚、障がいサービス事業所：108,000 枚

（３）その他支援策

区分	事業（名称）	事業（制度）概要
教育	市 ＩＣＴ教育環境整備事業（ＧＩＧＡスクール構想の加速）	小・中学校の児童生徒の学びを保障するため、タブレットＰＣを整備する【配置数】児童生徒３人に２台
	市（案） 小・中学校管理事業	感染症防止対策のため、教室床清掃用モップを市立小中学校の各学級に配置し、清掃方法の転換を図る。
観光	市（案） Ｇｏ　Ｔｏ　出雲キャンペーン事業	国が夏頃から実施する予定の「Ｇｏ　Ｔｏ　キャンペーン」にあわせ誘客プロモーションを実施する。 【実施内容】宿泊予約サイトと連携した情報発信
情報	市（案） デジタルファースト推進事業	「市民サービス」「まちづくり」「産業・観光」においてデジタル技術を最大限に活用し、持続可能な都市づくりを推進するため推進計画を策定する。併せて民間事業者向けのセミナーを開催する。
防災	市（案） 避難所感染予防対策事業	避難所における感染所予防対策資材を購入する